

中小企業に 知財は関係ない と思いませんか？

1つでもチェックがついたら、ぜひご相談ください！

知的財産のチェックリスト

- ☐ 自社にとっての知的財産が何なのかよくわからない
- ☐ 他社の商標や特許等を無料で簡単に検索できるシステムを知らない
- ☐ 社内に知的財産に関する教育を受けた者がいない
- ☐ 契約内容について、知財に詳しい弁護士、弁理士に相談したことがない
- ☐ 展示会・商談会等に出展する予定がある
- ☐ 社外に出せる情報と出せない情報を分けしていない
- ☐ 関係者以外が工場・研究所内に簡単に出入りできる
- ☐ 従業員の就業規則の情報管理規定や罰則規定、職務発明規定や守秘義務の記載がない
- ☐ 海外に生産拠点を新設／海外でOEM生産する計画がある
- ☐ 出願・権利化(国内外)費用の減免制度を知らない

アイデア・デザイン

新製品の
技術やデザインを
保護・権利化するには
どうすれば…



商品・サービス名・ロゴ

新商品の名前、
好きにつけても
大丈夫？



侵害警告

「わが社のマネをするな!!」
突然他社から
侵害警告されたら？



契約

取引先との契約、
言われるがままに
結んで大丈夫？



経営の視点に立って、
中小企業の知財活動を支援します！

相談無料

秘密厳守

ワンストップ



詳しくはこちら

INPIT 島根県知財総合支援窓口

(しまね知的財産総合支援センター)

まずは
お電話ください!!

TEL 0852-60-5145

FAX:0852-60-5148 E-mail:chizai@joho-shimane.or.jp



相談申込

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

FAX

0852-60-5148

[illegible]

(ご開示頂いた個人情報、当窓口における相談業務のほか、事業紹介やアンケート調査、国等の各種調査など、当窓口の活動の範囲以外で使用することはありません。)